

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手当の返還
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町介護手当支給条例第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町介護手当支給条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町介護手当支給条例 (手当の返還)</p> <p>第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により介護手当の支給を受けた者があるときは、その者から支給額に相当する金額を返還させることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日